

平成 1 6 事業年度事業報告書

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）に基づいて、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。

(2) 業務内容

農業者年金事業

ア 農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料及び一定の要件を満たす被保険者に助成される国庫助成金の運用、給付金（農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理等の業務

イ 旧制度（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号）による改正前の制度をいう。以下同じ。）の給付金（経営移譲年金、農業者老齢年金、脱退一時金（特例脱退一時金を含む。）死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、旧制度の年金受給権者の管理等の業務

農地等の借受け及び貸付け等

ア 旧制度の経営移譲年金の受給要件である経営移譲を円滑に進めるため、適格な経営移譲の相手方を見つけられない者の農地等を基金が借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務

イ 経営規模の拡大をめざす農業者年金加入者等に売り渡したときの割賦売渡債権及び経営規模の拡大をめざす農業者年金加入者等が経営移譲希望者の農地等を買入れるのに必要な資金を貸し付けたときの貸付金債権等に係る管理業務

2 事務所の所在地

〒105 - 8010 東京都港区西新橋 1 丁目 6 番 2 1 号

3 資本金

有していない。

4 役員の状況

[定数：理事長 1 名、理事 2 名以内、監事 2 名]

役職名	氏名	任期
理事長	西藤久三	15年10月1日から19年9月30日まで
理事	六車守	15年10月1日から16年7月14日まで
理事	横山光弘	16年7月15日から17年9月30日まで
理事	今川直人	15年10月1日から17年9月30日まで
監事	成嶋健次	15年10月1日から17年9月30日まで
監事(非常勤)	松田竣司	15年10月1日から17年9月30日まで

5 常勤職員数

定数 85名

6 法人の沿革

- (1) 昭和45年5月 農業者年金基金法公布
- (2) 昭和45年10月 農業者年金基金設立
- (3) 昭和46年1月 農業者年金業務開始
- (4) 昭和51年1月 年金の給付開始
- (5) 平成14年1月 従来の賦課方式による年金を積立方式による年金に抜本改正
(旧制度の経営移譲年金、農業者老齢年金等の給付業務等については、経過措置として実施。)
- (6) 平成14年12月 独立行政法人農業者年金基金法公布
- (7) 平成15年10月 独立行政法人に移行

7 根拠法

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）

8 主務大臣

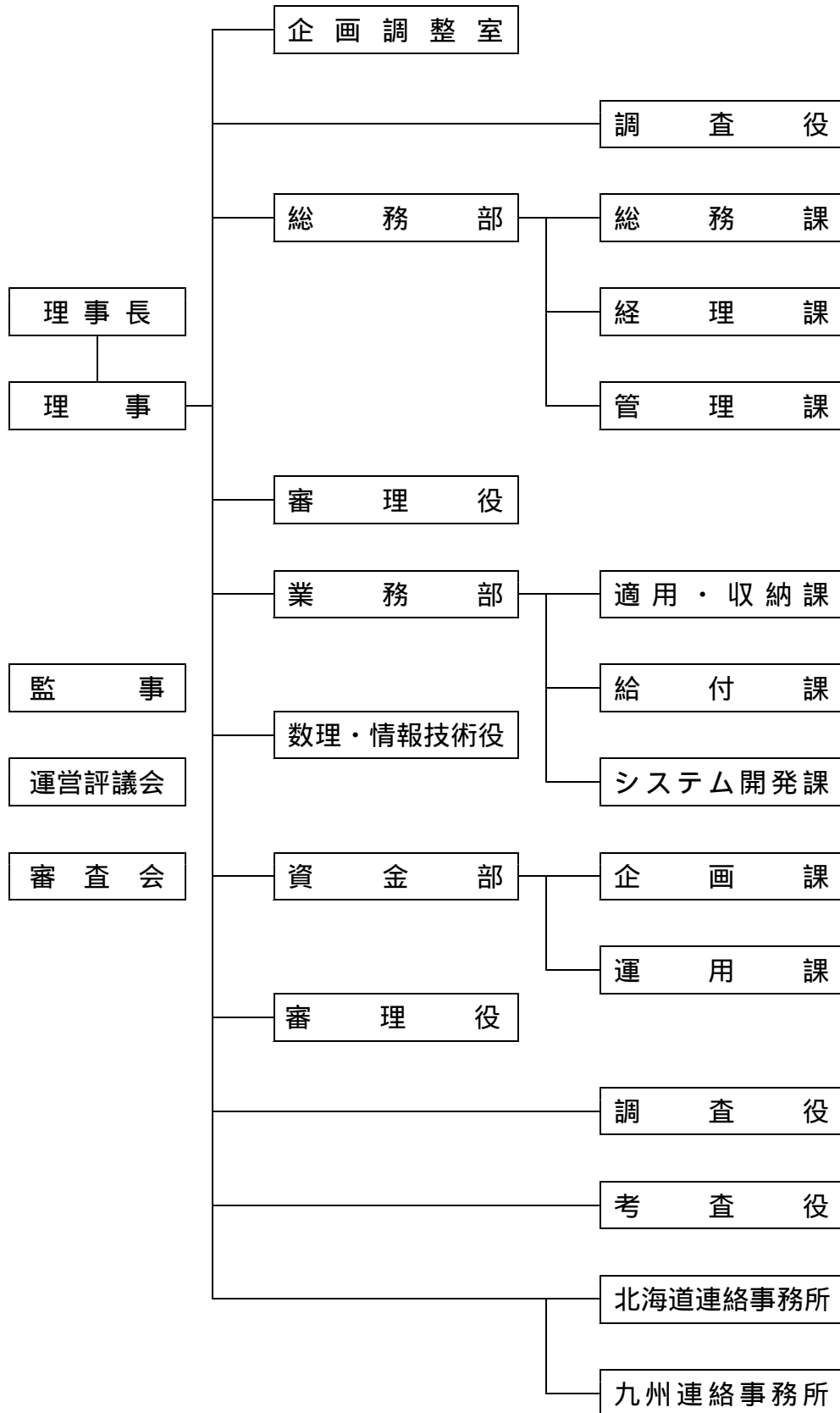
農林水産大臣

ただし、独立行政法人農業者年金基金法附則第6条第1項1号に掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣

9 年度計画に定めた項目ごとの実績

〔別 添〕

10 法人の組織図



独立行政法人農業者年金基金 平成16年度業務実績報告書

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	業務実績
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
<p>1 運営経費の抑制 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。また、事業費（年金給付費等を除く。）についても、中期目標期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。また、事業費（年金給付費等を除く。）についても、中期目標期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底を図るとともに、一般競争入札の積極的導入、計画的な物資の調達等を行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費支出の抑制 一般管理費について、業務の効率化を進め、前年度比3.9%抑制します。また、事業費についても、前年度比で2.4%抑制します。</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費支出の抑制 一般管理費については、一般競争入札の積極的導入や郵便物の合封等を行うこと等により経費を削減し、前年度比3.9%の抑制を達成した。 また、事業費については、新制度に係る電算システム開発をダウンサイジング等のシステム開発後に行うこととしたことや電算帳票の計画的な調達を行うこと等により経費を節減し、前年度比2.4%の抑制を達成した。</p>
<p>2 業務運営の効率化 事務書類の簡素化、事務処理の迅速化等により、業務運営を効率化する。</p>	<p>2 業務運営の効率化 (1) 適正かつ円滑な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等は可能な限り簡素なものとする。</p>	<p>2 業務運営の効率化 (1) 様式の改善 申出者等の手続き上の負担等を極力軽減する観点から、新制度における農業者老齢年金の繰上請求用と本来請求用の様式を一本化するとともに、被保険者及び受給権者の死亡届、死亡一時金裁定請求書、未支給年金請求書を一本化します。</p>	<p>2 業務運営の効率化 (1) 様式の改善 申出者等の手続き上の負担等を極力軽減する観点から、昨年度作成した「各種申出書等改善計画」に基づき、次のとおり申出書等の一本化及び改善を行った。 新農業者老齢年金裁定請求書について、繰上げ請求用と65歳到達による本来請求用の様式の本一本化 新制度の死亡関係に係る4種類の申出書を「新農業者年金被保険者・受給権者死亡関係届出書」として一本化 新制度、旧制度それぞれに作成していた受給権者氏名変更届、受給権者住所・払渡機関変更届、年金証書再交付申請書の本一本化（6種類 3種類）</p>

(2) 業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、電子化された被保険者情報等の利用により、申出書等の点検・確認、申出書等処理状況の把握等を業務受託機関において可能とするシステムの開発・整備に関する検討を進め、そのようなシステムの積極的な導入を図る。

また、旧制度における年金裁定請求書等についても、改善計画に基づき、必要な改善を行います。

(2) 電算システムの開発・整備

基幹業務記録システム（被保険者の資格、保険料の納付及び受給権者の給付の記録等に関する業務）については、委託先の変更を含め、ダウンサイジング等のシステムの見直しの検討を行い、その開発に着手します。

電子情報提供システム（被保険者等に係る個人情報をインターネットを通じて業務受託機関に提供するシステム及び業務受託機関において申請者の属性等がプレプリントできるシステム）の開発については、の見直し状況を踏まえ、引き続き検討を行います。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が平成17年4月1日に施行されることから、インターネットを通じた業務受託機関への個人情報の提

未納保険料がある加入者が任意脱退の申出を行うときに必要となる2種類の申出書の一本化

旧制度における年金裁定請求書等について、農業委員会によるチェック欄を設ける等の改善（13種類）

(2) 電算システムの開発・整備

現行の基幹業務記録システムについて調査・分析を行い、ダウンサイジングを行う場合の開発方法、入出力装置等のシステム構築要件、運用体制及びセキュリティ等のシステム運用要件等について検討を行い、基幹業務記録システムのダウンサイジング開発に着手した。

なお、政府調達手続きに則った一般競争入札により、請負業者を決定した。

電子情報提供システム（被保険者名簿等照会システム、申出書作成支援システム及び年金額試算システム）については、ネットワークの仕組み、利用者の認証方法、情報提供範囲及び各システムの内容などについて検討を行い、「電子情報提供システムの整備に関する基本方針」を取りまとめた。

情報システムの安全性の確保に関する指針等については、情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産の調査・リスク分析等を行った上で、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」を策定した。

		<p>供にも備えた情報システムの安全性の確保に関する指針等を策定します。</p> <p>(3) 業務受託機関における農業者年金業務の適正かつ円滑な実施に資するため、必要事項が容易に検索できるマニュアルをホームページに掲載します。</p>	<p>(3) 農業者年金受給相談の手引（旧制度編）をホームページに掲載するとともに、マニュアル（農業者年金の制度と実務：旧制度給付編）とリンクさせ、支給停止事由及び支給停止除外事由に係る個別案件のQ & Aが容易に検索できるようにした。さらに、マニュアルについては、索引から用語の説明及び必要事項が容易に検索できるようにした。</p>
<p>3 組織運営の合理化</p> <p>中期計画において、農業者年金制度に係る事務量の推移の的確な見通しに基づき、組織の見直し、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、計画的に推進する。</p>	<p>3 組織運営の合理化</p> <p>(1) 組織の見直しについては、平成15年度中に、保険料の徴収等の事務を行う担当課と被保険者の資格審査等の事務を行う担当課とを統合して1課を削減する。</p> <p>また、電算システムの整備・活用による業務運営の合理化・効率化を積極的に進めるため、業務全般の電算システムの開発・整備を担当する部署を明確化する。</p> <p>(2) 常勤職員数については、組織の見直し並びに業務運営の合理化及び効率化に取り組み、中期目標期初の87人を、中期目標の期間の終了時までには82人とする。</p>	<p>3 組織運営の合理化</p> <p>常勤職員数を2名削減し、85人とします。</p>	<p>3 組織運営の合理化</p> <p>常勤職員数については、2名削減し、85人とした。</p>
<p>4 業務運営能力の向上等</p> <p>職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに</p>	<p>4 業務運営能力の向上等</p> <p>(1) 農業者年金基金職員 農業者年金基金職員のうち新任職員について</p>	<p>4 業務運営能力の向上</p> <p>(1) 農業者年金基金職員 4月及び10月に、新任職員を対象として、</p>	<p>1 業務運営能力の向上</p> <p>(1) 農業者年金基金職員 新任職員を対象とする研修 4月及び10月に、農業者年金制度、中期計画、適用・給付</p>

に、業務が適正かつ円滑に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。

ては、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回（過去の実績：毎年度1回）実施する。

また、年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、それぞれの分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間の機関が主催する研修を活用する。

(2) 業務受託機関担当者

業務受託機関担当者については、円滑な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。

都道府県段階にお

農業者年金業務全般についての知識の習得を図るため初任者研修を実施するとともに、年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の専門分野に特化した専門研修を実施します。

また、年金資産の運用に携わる職員については、民間の機関が主催する研修に参加させます。

(2) 業務受託機関担当者

都道府県段階にお

業務の内容等に関する研修を実施した。

・対象職員24名全員参加

専門分野研修

ア 年金資産の運用関係

資産運用の専門家を講師として5月から7月にかけて資金運用に関する研修、2月に、年金ALM（資産と負債の総合管理）の概要に関する研修を実施した。

（参加者）

・5月～7月：のべ102名

・2月：18名

イ 経営移譲及び経営継承関係

平成17年3月に新農業者年金の経営継承に伴う特定農業用施設等の処分内容の確認方法に係る運用方針について研修を実施した。

（参加者）

・22名

年金資産の運用に携わる職員の民間機関が主催する研修への参加

年金資産の運用に携わる職員について、5月から7月及び8月から10月の間、債券・株式・ポートフォリオ理論等に関する民間機関の通信教育を3名受講させた。また、6月に、公社債の基礎知識等に関する民間機関の主催する研修を3名受講、12月に年金資産運用全般に関する研修を1名受講させた。

その他

個人情報保護法が施行されることから、3月に、保有個人情報の取扱いについて理解を深めるとともに、適切な管理を行うため、外部専門家を招き、個人情報保護法及び情報セキュリティに関する研修を実施した。

（参加者）

・83名

(2) 業務受託機関担当者

都道府県段階における業務受託機関（農業会議及びJ A中

ける受託機関（農業会議及びJA中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。

ける受託機関（農業会議及びJA中央会）
ア 5月に、都道府県段階における受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、16年度に取り組むべき重点事項の説明や事務処理手続きの変更事項等、新たに周知すべき事項を内容とする担当者会議を開催し、当該内容が市町村段階の受託機関までの確に周知されるようにします。

イ 6月に、市町村段階の受託機関担当者に対する実務上の円滑な指導が図られるよう、都道府県段階における受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象とする新任担当者研修会を開催します。

ウ 10月に、5月に開催した担当者会議を踏まえた各県の業務の取組状況及び年度後半に向けての取組方針の把握と、その後の年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点につい

央会)

ア 5月に、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、平成16年度に取り組むべき年度計画及び業務実施重点事項加入推進について
適用・給付・収納関係事務
・旧農業者年金に係る現況の届出の事務処理上の留意事項
・申出書等の標準処理期間内の処理状況調査の結果について
・政策支援加入区分6の者の期間満了に伴う事務処理
・農業者年金資格記録と国民年金被保険者記録との突合
等を内容とする担当者会議を開催した。
(参加者)
・236名

イ 6月に、都道府県段階の業務受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象として、
農業者年金制度概論
加入推進の意義と果たすべき役割
農地等貸借事務
年金資産の運用及び付利の仕組み
年金業務全般
等を内容とする新任者研修会を開催した。
(参加者)
・55名

ウ 10月に全国を6つのブロックに分けて、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として
加入推進について
年金資産の運用状況について
年金業務について
・農業者年金と国民年金との資格記録の突合について
・政策支援区分6の加入者に対する対応について
・各種申出書様式の改善について
・経営移譲年金に係る都道府県別新規裁定者数と返戻率について 等

	<p>市町村段階における受託機関（農業委員会及びＪＡ）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、の研修等を終了した後、速やかに、すべての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。</p>	<p>て周知徹底を図るとともに、加入推進活動のより一層の効果的な実施に資する資料や情報の提供を行うブロックを単位とした担当者会議を開催します。</p> <p>市町村段階における受託機関（農業委員会及びＪＡ） 都道府県受託機関が実施する市町村段階における受託機関実務担当者及び新任担当者を対象とした研修会の内容に応じて、基金役職員の派遣を行います。</p>	<p>個人情報保護法の施行に伴う対応について等を内容とする担当者会議を開催した。 （参加者） ・188名</p> <p>市町村段階における受託機関（農業委員会及びＪＡ） 都道府県段階の業務受託機関に対して、5月に開催した担当者会議、6月に実施した新任担当者研修会及び10月に実施したブロック別担当者会議において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県受託機関が実施した市町村段階における業務受託機関実務担当者等を対象とした研修会等に基金役職員を派遣した。 （参考） ・派遣依頼件数：70件 ・派遣件数：70件 ・派遣人数：102名</p>
<p>5 評価・点検の実施 (1) 業務の執行に当たっては、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 業務の運営、年度計画等の重要事項について意見を聴くため、運営評議会（加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。）を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 6月に業務の運営状況及び平成15年度計画実績等、3月に業務の運営状況及び平成17年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 6月に、農業者年金事業の実施状況、平成15年度業務実績、年金資産の運用状況を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、平成17年度計画、年金資産の運用状況等を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、ファイナンシャル・プランナー等の活用、分かり易さを重視した広報資料によるPR 15年度の新規加入者を対象とした、加入の動機、加入に結びついた活動内容等を把握するアンケート調査の実施 地域の実情に応じた加入推進を支援するため、「のうねん加入推進事例集」の作成 地方農政局等広報誌、農業関係誌によるPR 普及員研修会、認定農業者サミット、JA全国女性大会等の場を活用した制度のPR</p>

<p>(2) 市町村段階の業務受託機関における事務処理についての考査指導については、委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、要件審査等の遂行状況や加入推進活動状況等に重点を置き、各都道府県において2年に1回の割合で計画的に実施する。</p>	<p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村段階の業務受託機関における事務処理についての考査指導について要件審査等の遂行状況、加入推進活動状況等を重点に、中期目標期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度22以上の都道府県（平成14年度実績14道府県）において計画的に実施する。</p>	<p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、25都道府県の業務受託機関について考査指導を行います。</p>	<p>認定農業者を対象としたダイレクトメールの発送等を行った。</p> <p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、25都道府県の業務受託機関を対象に考査指導を実施した。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行い、適切な年金給付を行う。</p>	<p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させるとともに、被保険者資格区分の変更が見込まれる者に対し、当該変更即した申出書等の速やかな提出を働きかける。</p>	<p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため、両記録の突合を行います。</p> <p>業務受託機関に対して、政策支援加入者の特例保険料に係る資格の喪失等が予め見込まれる者を連絡</p>	<p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため、4月及び11月に両記録の突合を実施した。また、農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との突合に伴う事務処理要領を定め、業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等から必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう働きかけを行った。</p> <p>認定農業者の認定期間満了等により政策支援加入者の特例保険料に係る資格要件の喪失が予め見込まれる者のリストを業務受託機関に送付し、該当者から必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう、業務受託機関を通じて働きかけを行った。</p>

し、特例保険料の資格喪失が生じた場合には、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。

(2) 政策支援区分6の者に対する対応

業務受託機関に対して、平成16年12月31日で政策支援期間が切れる政策支援区分6の者の加入区分変更等が円滑に行えるよう十分な情報提供を行います。

(参考) リスト作成者数：25,396人
リストを送付した業務受託機関：4,025農委

月	16/4	5	6	7	8	9	10
対象者数	195	169	437	19,227	445	1,297	606
対象団体数	108	104	151	1,896	161	341	211
月	11	12	17/1	2	3	合計	
対象者数	537	879	462	597	545	25,396	
対象団体数	198	258	204	188	205	4,025	

(2) 政策支援区分6の者に対する対応

政策支援加入区分6の加入者（平成16年7月末時点：17,552名）について、個人ごとに属性等を印字した専用の申出書を作成するとともに、業務受託機関に送付し、該当者から必要な申出書の提出が遅滞なく行われるよう、業務受託機関を通じて働きかけを行った。

なお、継続加入の割合は94.2%（厚生年金に加入したこと等による強制脱退を除く。）であった。

(参考) ...平成17年3月末現在

政策支援区分6加入者の加入区分変更について

(単位：人)

区分6の加入者	提出者	継続加入者		脱退者		未提出者
		15,635		強制	任意	
		通常	政策支援			
17,552	16,885	11,521	4,114	280	970	667

強制脱退を除いた処理状況

対象者：16,605名（17,552-280-667）

継続加入者数：15,635名

継続加入率：94.2%（15,635/16,605）

2 手続きの迅速化等

農業者年金の被保険者の資格に関する決定、年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定、農業者年金被保険者証及び農業者年金証書の再交付等の事務を迅速に処理するため、各申出等ごとの具体的な処理の期間を定め、公表した上で、処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

(2) 申出書等の迅速な処理
提出された申出書等については、極力迅速に処理を行う。

また、申出書等を受け付けてから当該申出等に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を次のように定め、当該標準的な期間を定めた申出書等については、その97%（過去の実績値）以上を当該期間内に処理することとし、その結果について、毎年度公表する。

・加入申出書

60日以内

・カラ期間該当申出書

60日以内

・被保険者証再交付申請書

60日以内

・保険料額変更申出書

60日以内

・年金・一時金裁定請求書

90日以内

(3) 申出書等の迅速な処理

標準処理期間を定めた申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理の委託を迅速に行います。

また、不備が発見された申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行います。

不備のある申出書等については、その内容の調査を行い、結果を業務受託機関に通知し、返戻件数が減少するよう指導します。

申出書等の処理状況の調査を年2回（8月及び2月）行い、その結果を公表します。

また、期間内に処

(3) 申出書等の迅速な処理

提出のあった申出書等に係る標準処理期間内処理割合は、平成16年8月処理分が96.7%、平成17年2月処理分が98.4%であった。

審査の段階で申出書の不備が判明した場合は、原則として審査した翌日には該当受託機関に返戻した。

（参考）

（単位：件、%）

処 理 月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b / a
H16 . 8	1,606	1,553	96.7
H17 . 2	2,283	2,247	98.4
計	3,889	3,800	97.7

審査の段階で申出書の不備が判明した場合は、その都度内容を調査し、不備内容を明らかにした文書を添付のうえ、該当業務受託機関に返戻した。

処理された申出書等の処理状況の調査結果については、平成16年8月の処理状況の調査結果を平成16年9月28日に、平成17年2月の処理状況の調査結果を平成17年3月31日にそれぞれホームページで公表した。

また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を整理し、業務受託機関に対し、今後、申出書等の処理に

		<p>理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるようにします。</p>	<p>当たっては、審査・確認を適正に行うとともに、届出されたものは早急に処理するよう要請した。</p>
<p>3 年金資産の安全かつ効率的な運用</p> <p>年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。</p>	<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p> <p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p> <p>(2) 資金運用委員会（役職員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。）を毎年度4回以上開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p> <p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページ</p>	<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p> <p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、国内債券を中心とし、安全かつ効率的に行います。</p> <p>(2) 資金運用委員会を5月、7月、10月及び2月に開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p> <p>(3) 資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミクス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び</p>	<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p> <p>(1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用</p> <p>年金給付等準備金運用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、被保険者ポートフォリオ、受給権者ポートフォリオ、被保険者危険準備金ポートフォリオ、受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用を行った。</p> <p>被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。</p> <p>受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。</p> <p>被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> <p>受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> <p>(2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析</p> <p>資金運用委員会を平成16年5月19日、7月27日、10月27日及び平成17年2月2日に開催し、それぞれ、平成15年度、平成16年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。</p> <p>(3) 年金資産の構成割合の検証</p> <p>政策アセットミクスについては、平成16年5月19日の資金運用委員会における検証の結果、策定時の諸条件に構造的な変化はみられず、現行政策アセットミクスを維持することとした。</p> <p>(4) 運用成績等の情報提供</p> <p>平成15年度、平成16年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれ平</p>

	<p>ジで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>2月にホームページで情報を公開します。また、加入者に対して、6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p>成16年6月25日、7月29日、11月1日及び平成17年2月4日にホームページで公開した。</p> <p>また、加入者に対して、その者に係る平成15年度末現在の保険料納付額等及びその運用収入の額を平成16年6月25日付けで通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p>
<p>4 制度の普及推進 広く農業者の方々に政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。また、加入者に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。</p>	<p>3 制度の普及推進 (1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質についての理解を得るため、業務受託機関における制度説明会等を通じて制度の周知を図る。</p> <p>(2) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った</p>	<p>3 制度の普及推進 (1) 業務受託機関が行う加入対象者名簿に基づく重点対象者に対する制度の周知・普及活動を推進します。</p> <p>(2) 業務受託機関等が実施する加入推進対象者への</p>	<p>3 制度の普及推進 (1) 業務受託機関における取組 市町村段階の業務受託機関においては、加入対象者名簿の作成及び更新を行い、制度を周知すべき対象者を明確にするとともに、その中から重点対象者を定めて、研修会、巡回相談会及び戸別訪問等を通じた制度の周知・普及推進活動を行った。</p> <p>(2) 基金における取組 (1)の取組を推進するため、16年度当初において、「業務受託機関が行う政策支援対象者を重点とした説明会の開催等による制度の周知」を内容とした、「平成16年度独立行政法人農業者年金基金業務実施重点事項」を定め、市町村段階の業務受託機関に対して周知活動の要請を行った。さらに、都道府県段階の業務受託機関に対しては、5月に開催した担当者会議において、実施方針として「平成16年度農業者年金加入推進について」を示し、都道府県段階の業務受託機関が実施する周知活動の取組並びに市町村段階の業務受託機関への支援・協力の要請を行った。</p> <p>上記取組を踏まえ、10月には、全国を6つに分けて開催した都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象としたブロック会議において、各受託機関における活動状況と今後の取組についての意見交換を行うとともに、更なる制度の周知に向けた推進活動を要請した。</p> <p>また、基金の取組として、 認定農業者情報に基づく認定農業者に対するダイレクトメールによる制度の周知 全国認定農業者サミット、JAの全国女性大会等における制度PR 地方農政局広報誌等への制度PRの掲載等を行った。</p> <p>(3) 業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成・配布した。</p>

資料を作成し、広報誌等を通じ随時公表する。

(3) 情報の発信源となるホームページについて、掲載される情報を毎月1回以上更新するとともに、内容の充実を図るため、毎年度1回以上見直しを行い、中期目標期間中毎年度平均で18,000件(過去2カ年の平均)以上のアクセス件数となるようにする。

制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成します。

(3) 特例付加年金の受給に当たり必要となる特定農業用施設等の経営継承の具体的方法に関するわかりやすい運用指針を策定します。

(4) 被保険者等に対し老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、

新たに交付する被保険者証に保険料納付の重要性を記載

6月に「平成15年度運用(付利)結果のお知らせ」を送付する際、保険料納付の重要性を記載した文書を添付

します。

(5) 加入者や受給者の方々はもとより、広く農業者の方々にわかりやすいホームページとするとともに、業務受託機関にとって使い易くするために、内容の見直し

毎月更新することによる最新の情報の提供を行うことにより、アクセス件数が18,000件以上

(作成・配布した広報資料)

- ・のうねん加入推進事例集
- ・平成15年度農業者年金の運用状況について
- ・もっと知ろう！農業者年金の魅力
- ・新しい農業者年金の魅力を語る
- ・新農業者年金を評価する
- ・老後生活を支える農業者年金(ビデオ)

(4) 特定農業用施設等の経営継承の具体的方法に関する分かり易い運用指針として、「新農業者年金の経営継承に伴う特定農業用施設等の処分内容の確認に係る運用方針」を制定し、業務受託機関に周知するとともに、ホームページに掲載した。

(5) 被保険者等に対し、老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、

新たに被保険者になった者等に対し、老後の安定のためには保険料納付の積み重ねが重要である旨を記載した被保険者証を交付した。

(参考)

- ・交付者：1,709名

16年3月末の加入者に対して、16年6月に「平成15年度運用(付利)結果のお知らせ」を送付した際、保険料納付の重要性を記載した文書を同封し、保険料納付の重要性を周知した。

(6) ホームページの情報を毎月更新し、加入状況、保険料の運用に関する情報等業務受託機関及び加入者に向けた情報の公開を行った。また、より分かりやすいホームページとするため、目次をクリックするとポップアップメニューが表示されるようにしたほか、動画コーナーを設ける等リニューアルを行った。

(参考)

- ・更新回数：92回
- ・アクセス件数：82,431件
- ・リニューアル：平成17年3月22日

となるようにします。

月別更新回数及びアクセス件数

月	4	5	6	7	8	9
更新回数	7	12	7	7	4	9
アクセス件数	5,873	5,128	7,489	5,990	6,320	6,588
月	10	11	12	1	2	3
更新回数	6	8	9	7	7	9
アクセス件数	6,374	7,098	6,756	7,657	7,915	9,243

第4 財務内容の改善に関する事項

旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資するものとする。

第3 財務内容の改善に関する事項

旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度債権分類の見直しを行うとともに、農地等担保物件の評価の見直しを中期目標の期間の期初及び期中の2回行う等により、適切な管理・回収を行う。

第3 財務内容の改善に関する事項

融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、貸付金債権の分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。

第3 財務内容の改善に関する事項

- 1 債権の分類見直し
すべての貸付金債権について、平成15年度末現在の状況に対応して、債権の分類見直しを行った。
- 2 適切な債権の管理・回収
1に基づき、業務受託機関との連携のもと延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な債権の管理・回収を行った。

第5 その他業務運営に関する重要事項

独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件で借入を図る。

法附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金は、法令及び農林水産大臣の要請に従い、極力低利かつ市中金利情勢等を反映した借入とするため、金利競争入札による資金調達方法を採用し、極力有利な条件での借入を行った。

			<p>(参考)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入の相手方</th> <th>借入金額</th> <th>借入利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17.2.9</td> <td>北洋銀行東京支店</td> <td>19,340</td> <td>0.635%</td> <td>H22.2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・借入時点の長期プライムレート 1.55%</p>	借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	H17.2.9	北洋銀行東京支店	19,340	0.635%	H22.2.5
借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限									
H17.2.9	北洋銀行東京支店	19,340	0.635%	H22.2.5									
	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 一般管理費については、一般競争入札の導入等の取組により経費を削減した。 また、事業費については、新制度に係る電算システム開発をダウンサイジング等のシステム開発後に行うこととしたこと等の取組により経費を節減した。</p>										
	<p>第5 短期借入金の限度額 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第5 短期借入金の限度額 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第5 短期借入金の限度額 実績なし</p>										
	<p>第6 剰余金の使途 (1) 被保険者に対する情報提供の充実 (2) 制度の普及・啓発のための広報活動の充実 (3) 電算システムの充実</p>	<p>第6 剰余金の使途 (1) 被保険者に対する情報提供の充実 (2) 制度の普及・啓発のための広報活動の充実 (3) 電算システムの充実</p>	<p>第6 剰余金の使途 実績なし</p>										
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p> <p>(1) 方針 職員の採用に当たっては、資金運用体制の充実等を図るため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、適正な人員</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 資金運用に関する知識を有する者を採用する一方、全体で常勤職員数を2名削減します。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 6月に資金運用に関する専門知識を有する者(日本証券アナリスト協会検定会員)を1名採用する一方、全体で常勤職員数を2名削減した。</p>										

配置を行う。

(2) 人事に関する指標
期末の常勤職員数を期初
の94.3%とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 87人
期末の常勤職員数の見込み
82人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総
額見込み 3,647百万円

(2) 人事に関する指標
年度末の常勤職員数を
85人とします。

(参考)

人件費総額見込み
800百万円

(2) 人事に関する指標
年度末の常勤職員数を85人とした。